

## 物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し 水道基本料金を2か月分免除します

豊橋市では、令和8年4月から水道料金の基本料金を10%引き下げ、水量料金を1立方メートルあたり29円引き上げる料金改定を行いますが、生活者や事業者支援として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年6月使用分から水道料金の基本料金を2か月分免除します。

### 1 免除対象者

全契約者（個人及び事業者。ただし官公署の施設を除く）

### 2 免除対象

令和8年6月使用分及び7月使用分の基本料金

### 3 免除額

(単位：円、税抜き)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本料金	480	1,310	2,250	3,500	6,900	12,000	32,400	66,100
免除額	960	2,620	4,500	7,000	13,800	24,000	64,800	132,200

### 4 免除後の水道料金

一般的な家庭の免除後の水道料金（税込み）の例は以下の通りです

【例：1か月分】

	令和8年3月までの 水道料金	令和8年4月からの 水道料金	令和8年6月（7月） の水道料金
口径 13mm 月 10 m <sup>3</sup> 使用	891 円	891 円 → 1,155 円(264 円増)	1,155 円 → 627 円(528 円減)
口径 20mm 月 20 m <sup>3</sup> 使用	2,519 円	2,519 円 → 3,003 円(484 円増)	3,003 円 → 1,562 円(1,441 円減)

問合先 豊橋市上下水道局 経営課 課長補佐 石黒（電話 0532-51-2740）

